

令和3年1月15日
建築局市街地建築課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた窓口体制について
(横浜市駐車場条例)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、横浜市駐車場条例の届出及び申請の手続きについて、郵送での受付を行います。

1 郵送の場合の留意点

- (1) 送料は申請者様にご負担ください。
- (2) あらかじめ担当まで電話連絡のうえ、レターパックでご送付ください。
(電話連絡先：市街地建築課 建築許認可担当 045-671-4510)
※受領のご連絡は行いません。
- (3) 送付する書類に不足がないか必ずご確認ください。
- (4) 電話番号、メールアドレスが記載された名刺等を同封ください。

2 受取りについて

原則、郵送での受取りはできません。

3 送付先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階
横浜市建築局 市街地建築課 建築許認可担当宛て

4 添付資料

附置義務駐車施設等設置に係る届出等の添付書類チェックリスト

横浜市駐車場条例 附置義務駐車施設等設置に係る届出等の添付書類チェックリスト

No.	必要書類		届出		特例承認 (隔地駐車)		承認		記載事項・注意点等 “□”はチェック事項
			各2部		各3部		各2部		
			必須	適宜	必須	適宜	必須	適宜	
1	附置義務駐車施設等設置（変更）届出書（第1号様式）								・変更の場合は「(変更)」に○囲みをする
2	附置義務駐車施設等設置（変更）特例承認申請書（第3号様式）								・変更の場合は「(変更)」に○囲みをする
3	附置義務駐車施設等使用承諾書（第4号様式）								
4	承認等申請書（第6号様式）								
5	委任状								
6	附置義務駐車場の台数算定表								・地区又は地域に応じて(1)又は(2)いずれかを添付
7	都市計画図	駐車場条例の附置義務区域							・iマッピングでも可 □申請地が分かるように明示 □申請地の詳細情報を表示
8		建築基準法道路種別							
9		付近見取図							□方位、道路及び目標となる物件 □建築物の位置
10	建築物	配置図（S=1/200以上）※1							□縮尺、方位、敷地の境界線 □敷地内における建築物及び駐車施設等の位置 □敷地内における建築物及び駐車施設等の規模 □届出に係る建築物と他の建築物の別 □敷地に接する道路の位置及び幅員・道路種別 □駐車施設の出入口の位置 □駐車ますの位置、大きさ、駐車台数 □駐車ますの面積の合計が50㎡を以上の場合、車路の幅員 □駐車ますの面積の合計が50㎡を以上の場合、出入口の設置禁止位置に係る情報
11		各階平面図（S=1/200以上）※1							□縮尺、方位、間取り □各室の用途及び規模
12		面積表							・複数用途がある場合、増築の場合等に添付
13		付近見取図							□方位、道路及び目標となる物件 □建築物の位置
14	駐車施設等	配置図（S=1/200以上）※1	※2						□縮尺、方位、敷地の境界線 □敷地内における建築物及び駐車施設等の位置 □敷地内における建築物及び駐車施設等の規模 □届出に係る建築物と他の建築物の別 □敷地に接する道路の位置及び幅員・道路種別 □駐車施設の出入口の位置 □駐車ますの位置、大きさ、駐車台数 □駐車ますの面積の合計が50㎡を以上の場合、車路の幅員 □駐車ますの面積の合計が50㎡を以上の場合、出入口の設置禁止位置に係る情報
15		各階平面図（S=1/200以上）※1	※2						□縮尺、方位、間取り、規模 □駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員その他主要な施設
16		条例第11条第5項に規定する特殊な装置の仕様を明示した図面等							・条例第11条第5項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設等（機械式駐車場等）の場合
17	大臣認定書の写し								
18	駐車施設等の権利関係を証するための書類								・自己所有地場合：登記事項証明書 ・賃貸契約の場合：契約書の写し
19	敷地外駐車施設等の表示板（別記様式）								・承認年月日以外を記入
20	その他必要書類								・必要に応じて担当者よりご案内します

※1 建築物又は駐車施設等に係る明示すべき事項のすべてが建築物又は駐車施設等に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。

※2 特例承認を受ける場合は、隔地先の駐車施設の図面を添付すること。